

第5章 届出の綴り方

届出書類は、下記のとおり2冊に綴じて届出をして下さい。
 (大阪府提出用・届出者控え用それぞれに2冊綴じですので、計4冊となります。)



必要な届出書類については、P.2-1 以降をご覧ください。また、届出書類と別に各種確認書類が必要です。
 なお、変更届における閲覧に供しない書類には、所定の表紙はございません。

※ただし、全部の業種を廃業する場合は、閲覧に供する書類の表紙（変更届表紙）を使用してください。

☆変更届の提出について

○提出用（閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの）と控え用（閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの）をご用意下さい。

○非閲覧書類に表紙は必要ありません。

○郵送での届出の場合は、返信用の副本又はハガキのどちらかを必ず同封して下さい。

※郵送については P.0-2 を参照して下さい。

本取扱いは平成27年4月1日に改正された建設業法により、閲覧に供する書類のうち、個人情報が含まれる書類について、その対象から除外することとなったことによるものです。

■ 表紙（閲覧に供する書類）に綴じる書類

表紙		
順番	様式番号	様式の名称
1	第22号の2	変更届出書（第1面）
2	第22号の2	変更届出書（第2面）
3	別紙1	役員等の一覧表
4	別紙4	専任技術者一覧表
5	第6号	誓約書
6	第7号の3	健康保険等の加入状況
7	第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表

■ 閲覧に供しない書類（所定の表紙なし）

※全部の業種を廃業する場合は、閲覧に供する書類の表紙（変更届表紙）を使用してください。

順番	様式番号	様式の名称
1	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
2	7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面～第4面）
4	第7号の2別紙（1）	常勤役員等の略歴書
	第7号の2別紙（2）	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
5		健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入確認書類の写し
6	第8号	専任技術者証明書
7		国家資格を証する書面または監理技術者資格者証の写し
		卒業証明書の原本または卒業証書の写し
8	第9号	実務経験証明書
9	第10号	指導監督的実務経験証明書
10	第12号	許可申請者の調書
11	第13号	令3条に定める使用人の調書
12		後見登記等に関する登記事項証明書
13		市町村の長の発行する証明書（後見・破産） ※外国籍の方は住民票等の証明書
		住民票（外国籍の方のみ）
14	第14号	株主（出資者）調書
15		商業登記簿謄本（法人・支配人）
16		納税証明書（府税事務所発行分）
17	府規則1号	営業所概要書
18	府規則2号	委任状

■ 届出書等を提出される方の本人確認

各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各受付窓口にてその都度、次の書類（現在有効な原本）をご提示ください。

本人確認に必要な書類（いずれかの現在有効な原本を提示してください）

ア 《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証
 - (2) 外国人登録証明書（在留カード・特別永住者証明書）
 - (3) 住民基本台帳カード
 - (4) マイナンバーカード
 - (5) パスポート（旅券）
 - (6) 身体障害者手帳
 - (7) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他
- なお、届出者の役員・従業員にあっては
- (8) 届出者の発行する名刺以外の身分証明書でも可とします。

イ 《行政書士の方》・・・(9) 行政書士証票

ウ 《行政書士の補助者の方》・・・(10) 行政書士補助者証

※届出者以外の方が届出書等を提出される場合は、届出書等を提出される方の本人確認とあわせて、**届出者からの委任状が必要**となります。

※大阪府建設業法施行細則により、委任状の様式を定めました。（平成23年10月1日施行）
委任状の様式と記載例はP.6-28～P.6-29をご覧ください。また別冊「建設業許可申請の手引き」にFAQを掲載しています。

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください
(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務委託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)
場 所：建築振興課 申請会場内
相談日：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
時 間：午前9時30分～午後5時
**※午後5時に終了しますので
余裕を持ってご来庁ください。**

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735
代表電話：06-6941-0351
(内線 3089・3090)
時 間：午前9時～午後6時
**※ご相談の内容によっては、来庁をお願い
することがありますのでご了承ください。**